



インフルエンザ(A/H1N1)について

平成23年3月31日厚生労働省から、「新型インフルエンザ(A/H1N1)」は「感染症法6条に規定された新型インフルエンザ等感染症」ではなくなり、通常の季節性インフルエンザに移行する旨の通知がありました。

それに伴い4月1日より、保健管理センターにおきましても「新型インフルエンザ(A/H1N1)」を通常の季節性インフルエンザとして健康相談等を行うことをお知らせ申し上げます。


